

令和3年度行政組織機構改革

今回の行政組織機構改革は、「類似・関連事務の統廃合」、「事務事業の見直し」及び「行政需要の変化への対応」の基本方針に基づき、組織の見直しを行いましたので、その内容についてお知らせします。

主な改革内容

●新庁舎建設推進室の廃止

新庁舎建設が完了し、新庁舎での業務が開始されたことから「新庁舎建設推進室」を廃止します。

●長寿福祉課と介護保険課の統合及び地域包括支援センターの名称改称

業務効率化を図るため、長寿福祉課と介護保険課を統合し、「介護福祉課」を新設するとともに、令和3年度から長寿福祉課内の地域包括支援センターを外部委託することに伴い、地域包括ケアシステムを推進する担当部署として、介護福祉課内に「地域ケア推進室」を新設します。

●特命担当理事の設置

市民と商工業者・農業者、行政が協働して地域活性化事業を実施するためにハード・ソフト面において、横断的に調整・企画を担当する「特命担当理事」を設置します。特命担当理事は、市街地の活性化の事業支援、ふるさと結城応援寄附金の推進等の事業を担当します。

●公立小中学校規模適正化等の事務担当係の新設

令和2年度の行政組織・機構改革において、児童生徒の教育環境の変革期を迎えることから、学校教育課内に「小中学校再編等事務」を加えたところであるが、令和3年度から、調査・検討をさらに加速させるため、当該事務を担当する「学校再編係」を学校教育課に新設します。

●事務事業の見直し

- ・自衛官募集事務の所管換え（市民課 ➡ 総務課へ）
- ・精神保健に関する事業に係る事務の所管換え（健康増進課 ➡ 社会福祉課へ）

市民のみなさんのニーズに
応えられるよう頑張るった！

